

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人淀川ヘルスケアネット

代表理事：吉井 勝彦

所在地：大阪府大阪市西淀川区福町三丁目 2 番 3 9 号

社会医療法人愛仁会千船病院内

医療連携推進地域：大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された当該法人は策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府大阪市保健医療連絡協議会（地域医療構想調整会議）の意見聴取について

大阪府大阪市医療・病床懇話会（令和 4 年 1 月 6 日開催）並びに医療連携推進区域の管轄となる大阪府大阪市西部保健医療協議会（令和 4 年 1 月 12 日開催）において、一般社団法人淀川ヘルスケアネットから認定申請について説明を行いました。

大阪府大阪市西部保健医療協議会では、「保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させること」を条件として、同意がなされています。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会（地域医療構想調整会議）に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

■意見について

一般社団法人淀川ヘルスケアネットの「医療連携推進方針」について同意の賛否（同意の条件を含む。）について、お伺いします。

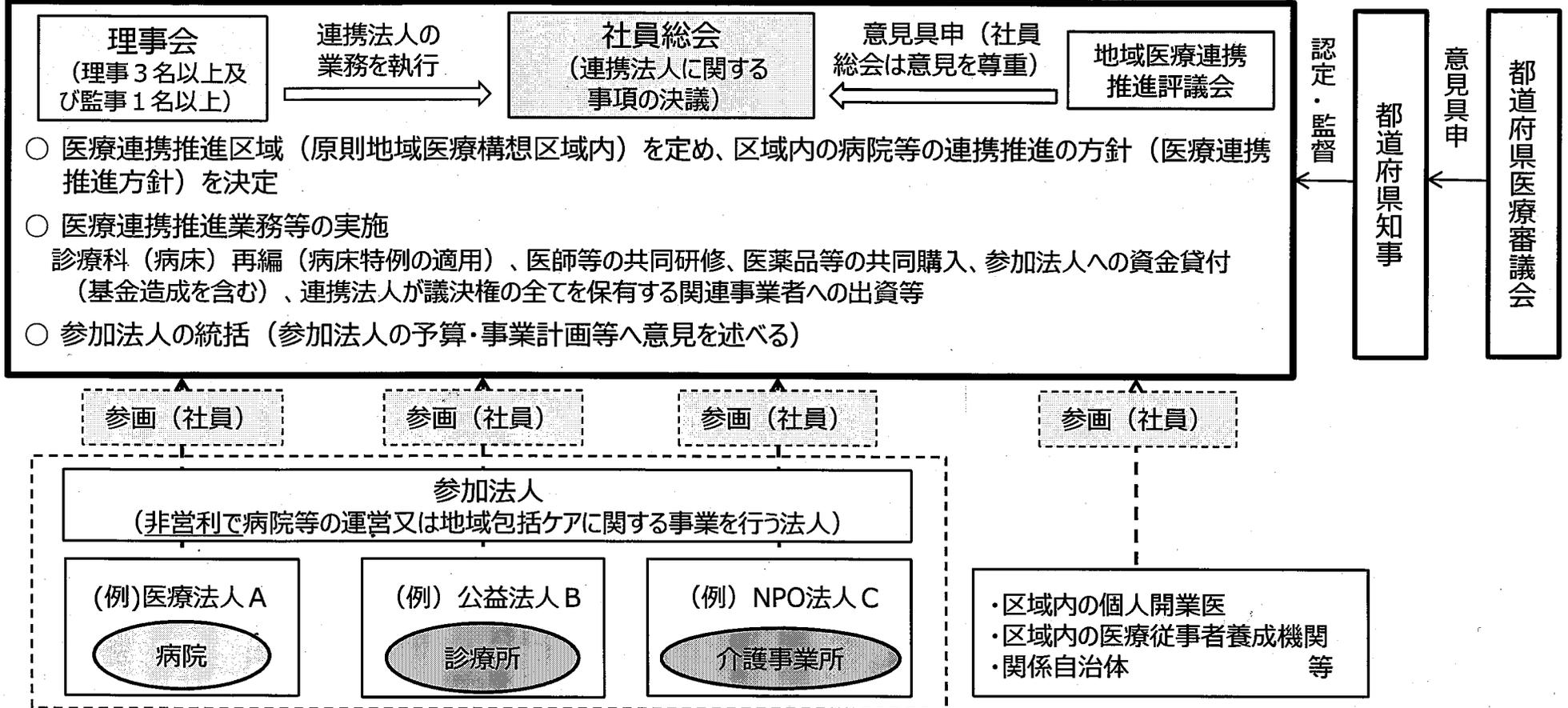
地域医療連携推進法人制度の概要

(別紙)

※厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の活動状況の確認について

【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後、保健医療協議会において、地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、確認する手法がない状況。

【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法について（案）】

保健医療協議会への報告等

- ・地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ意見を述べる。

具体的には、

① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

【参考（国が定める公表事項）】

○医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

- ・地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

○業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）

- ・地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）
- ・地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価の結果を公表しなければならない。
また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重するものとする。

○大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）

- ・地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。

一般社団法人の概要

名称		淀川ヘルスケアネット		
所在地		大阪府大阪市西淀川区福町三丁目2番39号社会医療法人愛仁会千船病院内		
医療連携推進区域		大阪市二次医療圏(西部基本保健医療圏)		
医療連携推進方針		別添のとおり		
		氏名	所属・役職名	
役員 の 状 況	代表理事	吉井勝彦	社会医療法人愛仁会千船病院 院長	
	理事	福田弥一郎	医療法人福田診療所 理事長	
	理事	西原文現	医療法人博悠会 理事長	
	監事	伊藤成規	社会福祉法人愛和会 総施設長	
	監事	藤野初恵	一般社団法人日本グリーフ専門士協会 グリーフ専門士(所属なし)	
		法人名等	医療機関名等	
社員 の 状 況	病院等を開設する参加法人	社会医療法人愛仁会	千船病院、千船クリニック、介護老人保健施設ユーアイ、ユーアイデイサービスセンターなごみ、訪問看護ステーションほほえみ、ケアプランセンター千船病院、ヘルパーステーションちぶね、総合相談窓口あい	
		医療法人福田診療所	福田診療所	
		医療法人博悠会	名取病院、介護老人保健施設セレーナなとり、グループホームさくらんぼ、グループホームさくらんぼ中島、住宅型有料老人ホームクローバー、セレーナなとり デイケア、訪問看護ステーションなとり、ヘルパーステーションなとり	
	介護施設等を開設する参加法人	社会福祉法人博陽会	ケアプランセンターフレール、ヘルパーステーションフレール、デイサービスセンターフレール、西淀川区南西部地域包括支援センター	
	その他の社員			
		氏名	所属・役職名	備考
評議 会 の 状 況	若杉太郎	一般社団法人西淀川区医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体	
	山本智紀	大阪市西淀川区 副区長・西淀川区保健福祉センター所長	診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体	

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）

2. 参加法人

- ・ 社会医療法人愛仁会
千船病院、千船クリニック、介護老人保健施設ユーアイ、ユーアイデイサービスセンターなごみ、訪問看護ステーションほほえみ、ケアプランセンター千船病院、ヘルパーステーションちぶね、総合相談窓口あい
- ・ 医療法人福田診療所
- ・ 医療法人博悠会
名取病院、介護老人保健施設セレーナなとり、グループホームさくらんぼ、グループホームさくらんぼ中島、住宅型有料老人ホームクローバー、セレーナなとり デイケア、訪問看護ステーションなとり、ヘルパーステーションなとり
- ・ 社会福祉法人博陽会
ケアプランセンターフレール、ヘルパーステーションフレール、デイサービスセンターフレール、西淀川区南西部地域包括支援センター

3. 理念・運営方針

（理念）

当法人は、少子・高齢化が急速に進展する中、地域住民が住み慣れた地域で安心して末永く生活できるよう、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を図り、医療・介護サービスを各施設が相互に連携して切れ目なく適切に提供できる体制の実現に貢献する。

（運営方針）

- ・ 地域のニーズに即した医療機能分担及び医療資源の集約化を行い、質の高いサービスを提供する。
- ・ 参加法人の専門性や特色を活かし、地域の医療水準の向上に寄与する。
- ・ 参加法人間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

①医療機能の分担・連携

- ・ 入院、外来・在宅機能の分担・集約を図り、限られた資源を有効に活用する。
- ・ 各施設の特性・専門性を活かした機能分担で効率的な医療提供体制を構築する。

②患者・利用者へのアウトリーチ

- ・ ICT 等を活用し患者情報を共有し、患者の利便性を図るとともに質の高い医療サービスを提供する。

③医療従事者の共同研修、相互交流および派遣

- ・ 感染対策・医療安全等の教育研修を共同で実施するとともに医療従事者の相互派遣、人事交流を積極的に行い、質の高い医療従事者を育成する。

④医薬品、診療材料、医療機器等の共同購入・共同利用の調整

- ・ 医薬品・診療材料・医療機器等の効率的な購買、高額医療機器の重複投資の抑制により、参加法人の業務軽減、経費節減を図る。

⑤災害等の緊急時における情報共有および相互支援

- ・ 緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を構築し、地域の医療サービスを持続的に提供する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療・介護・福祉等のニーズを把握し、包括的にサービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取り組みを支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

淀川ヘルスケアネット参加施設間連携

【参加施設連携イメージ】

- ① 病院間の転院連携 (病院 ⇔ 病院)
- ② 病院と診療所とのスムーズな紹介・逆紹介 (病院 ⇔ 診療所)
- ③ 医療と介護の橋渡し (医療 ⇔ 居宅介護支援・地域包括支援センター ⇔ 介護)
- ④ 病院と施設との入退院連携 (病院 ⇔ 施設)
- ⑤ 介護事業の質の均質化・向上 (介護事業 ⇔ 介護事業)

【参加施設機能一覧】

法人	病院	診療所	施設	通所介護	訪問看護	訪問介護	居宅介護支援	地域包括支援センター
愛仁会	千船病院	千船クリニック	介護老人保健施設ユーアイ	ユーアイデイサービスセンターなごみ	訪問看護ステーションほほえみ	ヘルパーステーションちぶね	ケアプランセンター千船病院	総合相談窓口あり
福田診療所		福田診療所						
博悠会	名取病院		介護老人保健施設セレーナなとり	セレーナなとりデイケア	訪問看護ステーションなとり	ヘルパーステーションなとり		
			グループホーム さくらんぼ					
			グループホーム さくらんぼ中島					
			住宅型有料老人ホームクローバー					
博陽会				デイサービスセンターフレール		ヘルパーステーションフレール	ケアプランセンターフレール	西淀川区南西部地域包括支援センター